

### 第3号議案 一般社団法人物理探査学会定款案変更承認の件

平成23年1月21日に開催された臨時総会におきまして、一般社団法人への移行申請に向けた定款変更承認の件をお諮りし、ご承認を頂きました。それをもって2月25日に申請致しましたが所管官庁から定款(案)の変更に係るご指導がありました。

検討の結果、8項目に関して以下のとおり変更することといたしました。

つきましては、これらの変更につきまして、ご承認を頂きたくお諮りします。

なお、認可された場合、登記日をもって、別添の「一般社団法人物理探査学会定款」が、当学会の新たな定款となります。

| 変更条項   | 備考                                  |
|--|-------------------------------------|
| 第12条第2項 について、<br>「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の…」   | 「 <u>に関する</u> 」の文言を追加               |
| 第13条第5項について、<br>「代議員に欠員が生じた場合は、 <u>補欠選挙を行い、速やかに欠員を補充する。選挙は、別に定める規程に基づいて行う。</u> 」                           | アンダーラインの文言を追加                       |
| 第19条第1号について、<br>「入会 <del>の基準</del> 並びに入会金及び会費」   | 第19条第1号<br>「 <del>の基準</del> 」の文言を削除 |
| 第29条第6項について、<br>「会長、 <u>常務理事</u> 及び常置委員会委員長」   | 「 <u>、常務理事</u> 」の文言を追加              |
| 第29条第7項、第30条第3項について、<br>「 <u>正会員</u> 」とした方がよいのでは。  | 「会員」を「正会員」に修正。                      |
| 第31条第2項について、<br>「役員は、 <u>第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</u> 」 | アンダーラインの文言を追加                       |
| 附則第3項 について<br>3 この法人の設立初年度の事業年度は、第3条の規定に関わらず、当法人の設立の日から平成23年3月31日までとする。                                    | 削除                                  |
| 附則について、<br>5 附則第1項の一般法人設立の登記の日において、旧定款第14条の役員の社員たる地位は失われる。   | 附則に5として、左文を追加                       |

以上